

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年9月25日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定による。

立川市非常勤職員給与等支給条例の一部を改正する条例

立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
(報酬の支給方法) 第8条 ……略…… 2 前項の規定により報酬を支給する場合において、非常勤職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。 3 ……略……		(報酬の支給方法) 第8条 ……略…… 2 前項の場合において、非常勤職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。 3 ……略……	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
……略……	……略……	……略……	……略……
災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,200円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,900円</u> 。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに <u>7,570円</u> を加算した額	災害医療コーディネーター	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>19,100円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>22,800円</u> 。ただし、3時間を超えて執務した場合は、1時間を超えるごとに <u>7,550円</u> を加算した額
	平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>14,000円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,600円</u> 。ただし、3時間を超えて執		災害薬事コーディネーター 平常時（会議） 日額 10,800円 平常時（訓練） 日額 <u>13,900円</u> 災害時 出勤1回につき、3時間までは <u>16,500円</u> 。ただし、3時間を超えて執

	務した場合は、1時間を超えるごとに 5,450円を加算した額		務した場合は、1時間を超えるごとに 5,430円を加算した額
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

